

3-3 利用面からの基本方針

・多様なニーズに対応した海岸づくり

海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多種・多様な利用がなされている。

特にレクリエーション利用を主体とする海岸では、海岸保全事業にあたって、自然環境、景観に配慮しつつ、水辺へ近づきやすい階段護岸等の整備や、海岸の利用増進に役立つ施設の整備を推進する。その際、バリアフリー化を推進し、児童・高齢者・障害者への安全性、利便性の向上に努める。

また、小学生を中心に行われている環境学習の場としての海岸利用については、各自治体、地域住民と連携し、その拡大を図っていくとともに、生物観察に適した磯浜などの保全に配慮していく。

・安全で適正な海岸利用の確保

誰もが快適に海岸を利用するため、利用者が他の迷惑になる行為や海岸環境に悪影響を及ぼす行為を自粛するといったマナー、モラルの向上が必要である。これらの啓発を図るとともに、海岸施設を汚染する行為に対する取り締まりを強化する。

・地域と連携した海岸愛護活動

現在ある美しい海岸は、地元住民やボランティアによる海岸清掃を中心とする海岸愛護活動によって維持されている。こういった海岸愛護活動は海岸環境に対する意識の向上の面からも重要であり、これらの活動の広がりが海岸利用のモラルの向上にもつながることから、可能な限りの支援を行っていく。



あいランドパーク（隠岐の島町）



あいランドパーク（隠岐の島町）